

令和5年第9回城陽市農業委員会定例総会会議録

1. 開催日時 令和5年9月7日(木) 午後1時30分から午後2時25分まで

2. 開催場所 城陽市役所4階 第2会議室

3. 出席委員 (19人)

会 長 20番 谷 則男

委 員

1番 岡本 三枝子

3番 北澤 良祐

4番 菊岡 祐一

5番 奥村 郁雄

6番 稲田 正文

7番 田村 勝美

8番 小出 正和

9番 阪部 幸弘

10番 森澤 明

11番 太田 健市

12番 中川 善宏

13番 中村 安秀

14番 奥 哲郎

15番 森島 孝司

16番 吉田 真己

17番 畑中 恭伸

18番 新井 泉次

19番 木村 正樹

4. 欠席委員 (1人)

2番 中村 貴子

5. 議事日程

日 程 第 1 会期決定の件

日 程 第 2 会議録署名委員決定の件

日 程 第 3 議案 第25号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について

日 程 第 4 議案 第26号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る意見について

日 程 第 5 議案 第27号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)

日 程 第 6 議案 第28号 非農地証明交付申請の承認について

日 程 第 7 報告 第16号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について(専決)

日 程 第 8 報告 第17号 地目変換届について(専決)

日 程 第 9 報告 第18号 農地の現況確認について(専決)

農業委員会事務局職員

事務局長 上田 周児
事務局 岡 正樹
事務局 村井 萌晟
事務局 永田 武司

京都府農業会議

現地推進役 今井 久遠

6. 会議の概要

事務局	<p>開会に先立ちまして事務局から報告いたします。 (議席番号2番 中村 貴子委員から欠席届が提出されています。)</p> <p>本日の定例総会の出席委員数は農業委員14名中13名、推進委員6名中6名の出席です。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、委員の過半数の出席要件を満たしていますので、本会議が成立したことを報告します。</p> <p>それでは、会長、挨拶並びに定例総会議事について、よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>(挨拶)</p>
会長	<p>先ほど事務局から報告がありましたとおり、本日の定例総会は規定により成立致しております。</p> <p>只今より、令和5年第9回農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>なお、お手元の議事日程により進行しますのでよろしくお願い致します。</p>
会長	<p>日程第1、会期決定の件は、本日1日とします。</p>
会長	<p>日程第2、会議録署名委員決定の件は、会長が指名を行います。</p> <p>ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしとのことなので、3番 北澤委員、4番 菊岡委員よろしく願いします。</p> <p>なお、両委員に差し支えのある場合は、次の議席の方をお願いいたします。</p>
会長	<p>日程第3、議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可についてを上程し、受付番号9番について事務局から説明いたします。</p> <p>当該案件は申請人が●●委員となっている案件です。</p> <p>農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限により当該議案の審議開始から終了まで退席し、当該議案終了後に再度入室となります。</p> <p>●●委員の退席をお願いします。</p>

(関係委員退席)

それでは、退席が終わりましたので事務局から説明をお願いします。

事務局 受付番号9番について説明します。
内容は議案書のとおりで、譲受人は城陽市市辺 ●● ●●です。
権利の種類は3条の有償移転です。

会 長 対象地の所有権移転の適格性等について、事務局から報告をお願いします。

事務局 梅を中心に耕作されており、農地を適正に管理されているため、適格性等について問題ないと考えますのでご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 只今、事務局から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号9番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、全部効率化要件、農作業従事要件、地域調和要件を満たしており、第3条第2項の各号に該当しないとして、本件を許可することに決定します。
案件が終わりましたので委員の入室をお願いします。
(委員入室)

受付番号10番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号10番について説明します。
内容は議案書のとおりで、譲受人は城陽市市辺 ●● ●●です。
権利の種類は3条の無償移転です。

会 長 対象地の所有権移転の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。兄弟から譲り受け、現状も譲受人が適正に管理されており問題ないと考えますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

- 委員 有償移転と無償移転の違いはどのような事ですか。また、制約があるのでしょうか。
- 事務局 権利の移動について、所有権移転に際し金銭を伴うのが有償移転であり、例えば贈与のように金銭を伴わない場合が無償移転となります。
なお、贈与による所有権移転される場合でも、3条申請による許可が必要となります。
- 委員 贈与の場合ですが、対象となる農地の贈与の評価金額については問題ないのですか。
- 事務局 贈与について、双方が納得されていれば良く、有償の場合ですと双方が売買金額について合意されていれば問題はなく、委員会としては金額についての審議はなく譲受人の適格性について審議して頂くこととなります。
- 会 長 贈与契約における贈与税については委員会が関知することではなく、委員会としては譲受人の適格性について審議して頂くこととなります。
他に質疑はありませんか。質疑がないので、採決に入ります。

受付番号10番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。
(全員賛成)

全員賛成により、全部効率化要件、農作業従事要件、地域調和要件を満たしており、第3条第2項の各号に該当しないとして、本件を許可することに決定します。

受付番号11番について事務局から説明いたします。
- 事務局 受付番号11番について説明します。
内容は議案書のとおりで、譲受人は城陽市中 ●● ●●です。
権利の種類は3条の有償移転です。
- 会 長 対象地の所有権移転の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。
- 担当委員 報告いたします。所有されている農地は家族で管理されており問題ないと考えますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
- 会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
- 委員 ●●さんは世帯で多くの農地を所有されており、農地パトロールにおいて草刈管理が出来ていない場所もあるので適正な管理をして頂くように願います。

事務局 許可をするにあたり適正に管理いただくように申し添えることでよろしいでしょうか。

会 長 草刈の管理が出来るまで許可を保留するのがよろしいでしょうか。

●●委員 ●●さんは草刈をする意思はありますが、なかなか順調に進んでいないと聞いておりますので、注意して頂くことで良いと考えます。

会 長 他に質疑はありませんか。
質疑がないので、採決に入ります。

受付番号11番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。
(全員賛成)

全員賛成により、全部効率化要件、農作業従事要件、地域調和要件を満たしており、第3条第2項の各号に該当しないとして、本件を許可することに決定します。

日程第4、議案第26号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る意見についてを上程し受付番号3番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号3番について説明します。

本案件は、8月28日開催の現地調査委員会にて現地確認を行いました。当該地に雑草が生い茂っており、農地として見られないことから、農業委員会として当該地の草刈りをお願いし、草刈り実施後、事務局が再度現地確認を行い、問題なければ議案として上程することとなったため、今回は、保留とさせていただきます。

会 長 日程第5、議案第27号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について利用権貸借を上程し、受付番号57番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号57番について説明します。
本案件は令和2年11月1日から令和5年10月31日で設定された利用権設定の再設定です。使用貸借です。
内容は議案書のとおりです。
借り手は城陽市富野 ●● ●●です。

会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。息子とともに農業経営をされており、問題ないと考えますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号５７番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号５８番と５９番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号５８番と５９番については、同一借受人のため取りまとめて説明します。

受付番号５８番について説明します。

本案件は令和２年１１月１日から令和５年１０月３１日で設定された利用権設定の再設定です。賃貸借です。
内容は議案書のとおりです。

受付番号５９番について説明します。
本案件は令和２年１１月１日から令和５年１０月３１日で設定された利用権設定の再設定です。賃貸借です。
内容は議案書のとおりです。
借り手はいずれも城陽市寺田 ●● ●●です。

会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。借り手は農業法人の役員の一員でもあり、農地は適正に耕作管理されており、問題ないと考えますのでご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号５８番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号59番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号60番について事務局から説明いたします。

事務局

受付番号60番について説明します。

本案件は令和4年11月1日から令和5年10月31日で設定された利用権設定の再設定です。使用貸借です。

内容は議案書のとおりです。

借り手は城陽市平川 ●●●●●●●●●● ●●●●●● ●● ●●です。

会長

対象地の利用権設定者の適格性等について、事務局から報告をお願いします。

事務局

以前から申請地にて梅を耕作されており、適格性等について問題ないと考えますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

只今、事務局から説明及び報告を受けました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

●●委員

本年の4月から法人が農地を取得する場合は法人の役員等の国籍を把握することを求められていますが貸借についてはどうなりますか。

事務局

3条申請による所有権移転、貸借については9月から買受人、借受人の国籍を把握することを求められています。利用権貸借についての国籍の把握は調査したいと思います。

会長

他に質疑はありませんか。

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号60番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満た

しているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号61番について事務局から説明いたします。

事務局

受付番号61番について説明します。

本案件は令和4年11月1日から令和5年10月31日で設定された利用権設定の再設定です。使用貸借です。

内容は議案書のとおりです。

借り手は城陽市寺田 ●● ●●です。

会長

対象地の利用権設定者の適格性等について、事務局から報告をお願いします。

事務局

借り手の●●さんは、水主地域において野菜等を適正に耕作されており、適格性等について問題ないと考えますのでご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

只今、事務局から説明及び報告を受けました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号61番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

日程第6、議案第28号 非農地証明交付申請の承認についてを上程し、受付番号2番について事務局から説明いたします。

事務局

受付番号2番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

申請人は、城陽市市辺 ●● ●●です。

市街化調整区域、農業振興地域内、農用地ではありません。

●●●●●●●●の西側です。

農地法施行前の昭和初期から隣接地と一体的に宅地として利用されていたことが航空写真にて証明されています。

現状は雑種地、隣接農地なし、西側、北側は宅地、南側は道路、東側は境内地です。

資料2に位置図等を添付しております。

会 長 本件について、現地調査委員会を開催しました。現地調査委員会の概要について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。事務局の説明どおりであり、農地法施行前の昭和初期から隣接地と一体的に宅地として利用されており問題ないと考えますのでご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。
受付番号2番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し証明書を交付することに決定いたします。

日程第7、報告第16号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について専決しました。受付番号44番から47番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号44番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
相続人は、八幡市欽明台 ●● ●●です。

受付番号45番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
相続人は、城陽市観音堂 ●● ●●です。

受付番号46番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
相続人は、城陽市寺田 ●● ●●です。

受付番号47番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
相続人は、城陽市寺田 ●● ●●です。

会 長 只今、事務局から説明を受けました。
ご意見・ご質問はございませんか。
(意見・質問なし)

ご意見・ご質問がないようですので、日程第7を終了します。

日程第8、報告第17号 地目変換届について専決しました。受付番号3番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号3番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
届出人は、京都市伏見区 ● ●●です。
隣接農地所有者からは同意書が提出されています。
届出人は所有者の●● ●さんから土地を貸借しており、その土地の一部を畑として利用するものです。
資料3に位置図等を添付しております。

会 長 只今、事務局から説明をしました。
ご意見・ご質問はございませんか。
(意見・質問なし)

ご意見・ご質問がないようですので、日程第8を終了します。

日程第9、報告第18号 農地の現況確認について専決しました。受付番号2番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号2番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
土地の所在は城陽市中
申請人は、城陽市中 ●● ●●です。

過去に農地転用許可を受け、農地台帳から除外されていましたが、現在まで農地として使用されています。●●さんから現況確認申請が提出され、8月17日に●●委員と事務局が現地を確認し、農地として耕作していることが確認できたため、農地台帳に登載することとなりました。
資料4に位置図等を添付しております。

会 長 本件について、現地調査の概要を●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。農地として利用されており問題ないと考えますのでご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。

ご意見・ご質問はございませんか。

(意見・質問なし)

ご意見・ご質問がないようですので、日程第9を終了します。

以上を持ちまして、議事日程を全て終了しましたので、第9回定例総会を終了致します。

続きまして、全員協議会を開催いたします。事務局、議事進行等よろしくお願い致します。

城陽市農業委員会会長

会議録署名委員

会議録署名委員